

秋田市公設地方卸売市場 浄化槽施設幹線ケーブル等修繕仕様書

1 目的

本修繕は、絶縁不良が発生している浄化槽施設の幹線ケーブル等を修繕することにより、当該施設を安全に運用することを目的とし、実施するものである。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月22日まで

3 履行場所

秋田市外旭川字待合28番地

秋田市公設地方卸売市場内

4 修繕内容

浄化槽施設の幹線ケーブルおよび一括警報線ならびに開閉器盤、分電盤および電力量計（収容箱共）を交換すること。

5 提出書類

(1) 受託者は、修繕前に以下の書類を提出すること。

- ア 機器・材料製造者選定届
- イ 納入仕様書
- ウ 工程表
- エ 建設業許可証の写し
- オ 資格証の写し
- カ その他指示する書類

(2) 受託者は、修繕が完了したときは、以下の書類を提出すること。

- ア 機器完成図、取扱説明書
- イ 工事記録写真
- ウ 絶縁抵抗測定、電圧値測定記録
- エ 出荷証明書
- オ その他指示する書類

6 事前準備

受託者は、修繕の実施に先立ち、必要に応じて現地の状況および関連設備の調査を行い、修繕内容を十分に把握した上で着手すること。

7 現場管理および安全管理

- (1) 受託者は、当該設備の機能を保全するため、専門知識を有する技術者を派遣し、当該修繕に従事させること。
- (2) 受託者は、本修繕を行うに当たり、労働安全衛生法および関係法令を遵守すること。
- (3) 本修繕の作業日および作業時間は、平日や休日を問わず、午前9時から午後5時までを標準とする。ただし、施設側の業務遂行に支障がある場合は、担当者の許可を得て他の時間帯に行うこと。
- (4) 受託者は、修繕関連の物品について、修繕完了まで保安責任を負うものとする。
- (5) 業務中は、適切な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。
- (6) 修繕範囲外の機器設備および工作物に接近して作業する場合は、あらかじめ養生を行うなど、損傷を与えないよう保安上必要な措置を講ずること。
- (7) 使用する保護具、計器および工具類は、事前点検の上、正常であることを確認して作業の安全確保に努め、持ち込む電動工具については、事前に絶縁抵抗測定等を行い、事故防止に図ること。
- (8) 受託者は、作業が終了した際は、修繕写真（修繕前後）を添えて、業務完了報告書を提出すること。
- (9) 修繕内容について疑義が生じた場合は、担当者の指示に従うこと。

8 損害

受託者は、本修繕の実施によって施設に損壊等を及ぼした場合は、直ちに担当者へ報告するとともに必要な応急措置を講じ、受託者の負担で現状復旧すること。

また、第三者に損害を及ぼした場合は、受託者がその損害を賠償しなければならない。

9 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と協議し、定めるものとする。